写

２４川人委調第２５６号

平 成 ２ ４ 年 ９ 月 ５ 日

川崎市議会

議長　大　島　　明　様

川崎市人事委員会

委員長　金　作　幸　男

地方公務員法第５条第２項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成２４年９月３日付け２４川議議第３８８号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第１２７号　川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定について

この条例案は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めようとするものであり、異議はありません。